

第三者評価結果

事業所名：あおぞら第2保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

<コメント>

全体的な計画は、児童の権利に関する条約や児童福祉法等の内容を踏まえて作成されています。また、「地域の母親たちの要求から生まれた共同保育の精神を受け継ぎ『保育は幼児教育である』として子ども一人ひとりの全面発達を保障する」という保育理念のもと、子どもの発達課程に沿い、また地域等への支援も具体的に記載されています。全体的な計画は、保育士の他、栄養士や看護師など保育に関わる職員もともに検討したうえで作成し、職員会議のほかパート研修でもとりあげて共有しています。毎年、年度末に向けて、各クラスで変更があるかどうかを確認し、全体討議を行います。今後も、全体的な計画について、先を見通すためにわかりやすい記載事項を検討することを期待します。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

保育室には空気清浄機や温・湿度計が設置され、いつも一定の温湿度の維持に努めています。また、衛生管理マニュアル及びトイレ掃除手順などが作成され、各部屋とも清潔が保たれています。家具等は職員で話し合い、子ども達の生活や遊びを考慮して配置され、過ごしやすいよう整理整頓されています。子どもたちがくつろいだり落ち着ける場所として、保育室の中にロッカーとロッカーの間に隙間を作ったり、子どもたち自身でフロアマットなどを敷くなど、子どもたちが「好きな場所」を作り過ごせるようにしています。子どもたちの1日の生活の中で、食べる場所、遊ぶ場所等を分ける工夫もし、わかりやすい場面の切り替えや心地よく生活できる空間を確保しています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

職員会議やクラス検討会等で、家庭での様子や子どもの発達等を職員間で共有し、一人ひとりの状況を把握して対応しています。子どもたちの欲求を受け止め、気持ちに寄り添い、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。自分を表現する力が十分でない子どもに対しては、表情やしぐさから気持ちを汲み取ったり、「どれがいいかな」「どっちにしようか」と問いかけ、気持ちを聞くようにしています。子どもの言葉や行動を先取りせず、子どもがやりたいこと、言いたいことを伝えることができるまで、待つ姿勢があり、伝えきれない様子が見えた際も、子どもから言葉を引き出すような援助をしています。また、毎日の子どもの様子から何が好きか、こういう姿を見せる場合はどんなときかということ推察したり、保護者から子どもが示すサインを聞いておくなどして対応しています。子どもに対しては、急かしたり制止したりするような言葉づかいはせず、分かりやすく話をしています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達や家庭での状況や生活リズムに配慮して、基本的な生活習慣を身につけられるよう援助しています。子どもたちが自分でやろうとする気持ちを尊重し、必要以上に手助けをすることなく、子どものことを待つ姿勢を大切にしています。午睡の際、なかなか眠れない子どもについては、一定時間横になり、ゆっくり過ごす時間としています。乳児は、一人ひとりの状況に応じて、午前寝をしたり、午睡の時間をずらすなどの対応をしています。また、時計に目印のマークをつけて、「〇〇になったらお昼寝のお布団敷くから、おもちゃ片付けてくれたらうれしいなあ」というように伝え、子どもたちが自身で考えて行動できるよう、環境面の工夫もして支援しています。さらに、お当番がやること等を絵カードを使って示し、終わったらカードを裏返すというように、視覚的にもわかりやすいようにして伝えたり、手洗い場等には子どもにもわかりやすい「手洗いについて」のポスターを貼り、手洗いの大切さや手順を掲示しています。

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

子どもたちが、主体的に活動できるよう保育室の環境を整えたり、「やってみよう」と意欲が持てたり、興味がわくように支援しています。製作では、わかりやすく、やりやすいように準備して、興味をもてるような声かけをするなどしています。また、園の保育目標にもあるように、全身を使って遊ぶことも大切にしている、天気の良い日は、園庭や散歩にでかけ、戸外で遊ぶ時間を確保しています。散歩では、近所の人やすれ違う人と「こんにちは」と声をかけあい、横断歩道では進んで手をあげ、歩道がないところは道路の端を歩くなど、交通ルールや社会性が身に付くよう支援しています。散歩中、子どもたちがごみ収集車の段ボールごみの回収場面に遭遇すると、立ち止まって「段ボールたくさん食べているねえ」と満足するまで見学し、作業員とも交流するなど、地域の人たちや社会生活に接する機会を大切にしています。保育室には、公園で拾ったどんぐりやまつぼっくり、芋掘りでもらったさつまいものツルなど、自然の素材をたくさん保管しておいてリース作りに使うなど、生活の中で自然物と触れ合ったり、表現活動に使うことができるよう工夫したりしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子どもにとっての初めての園生活となるので、安心して過ごすことができるよう、一人ひとりと丁寧にに関わり、保育士と信頼関係を築けるように援助しています。それぞれ発達や生活リズムが違うので、子どもの様子によっては午前寝をしたり、食事時間前に眠くなってしまった子どもには先にミルクを与えるなど、子ども一人ひとりの状況に合わせて対応しています。ミルクを与える際は、子どもと目を合わせ、語りかけながら与えています。保育室は日当たりがよく、食べる場所・眠る場所・遊ぶ場所を分けています。子どもたちは、ブロックで遊んだり、部屋の中を歩いてみたり思い思いに過ごし、中には保育士に抱っこされてゆったり過ごしている子どももいます。保護者とは連絡帳や送迎時にコミュニケーションを取るなどして、家庭での様子を把握するようにしています。また授乳の手順を書いたプリントを配布したり、離乳食の段階をわかりやすく写真で掲示するなど、保護者に様々な情報提供もしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子どもたちが自分でやりたい気持ちや、興味を持ったことを探求する気持ちを大切に、保育士は子ども一人ひとりの発達や状況を見つづ支援しています。外遊びでは、保育士の真似をして土を固めたり、型抜きをしたり、また土の感触そのものを楽しむように指先で触るなど、子どもたち自身がそれぞれの遊びを十分に納得できるまで続けられるよう、保育士は見守り関わるようにしています。片付けの場面で、保育士が子どもに「お願いします」「上手だね」と声掛けをすると、嬉しそうにおもちゃを元の場所に戻していました。まだ片付けたくないとしている子どもや、片付けを嫌がる子どもには、「お鼻出てるからふいた方がいいよ」「〇〇みつけた」など、違う視点での言葉を投げかけ、子どもたちが気持ちを切り替えられるよう支援しています。保育室では、子どもたちが休んだり遊んだりできる場所を、ロッカーの一番下のちょっとしたスペースを空けて作るなど工夫しています。栄養士が保育室にその日の給食に使う魚を持って来ると、子どもたちは触ったり、目、しっぽなどと名前を言ったりして楽しむ姿が見られ、日常的に保育士以外の大人との関わりもあります。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

日々の遊びの中では、子どもたちがどうしたいかを聞き、やりたいことができるように支援しています。行事の時には「どこに行こうか」「何を食べようか」などを子どもたちの話し合いで決め実行しています。その際、子どもたちの好きな絵本から始まった劇ごっこが、行事の後も子どもたちの興味・関心が続いて、絵本の主人公から手紙が届くという形で、長く継続して楽しめるよう、保育士が適切に関わっていました。また、栄養士と一緒に梅ジュースを作ったクラスの子たちからは「他のクラスの人にも飲ませてあげたい」という声があがり、他のクラスの友だちに手紙を出して「ジュースやさん」へと遊びが広がるなど、子どもたち自身が考えて楽しめるように、日ごろから保育士が環境を整えています。製作では、お友だちに「いいね」「こうしたらいいんじゃない」と認め合ったり助け合ったりする姿が見られました。時には思いの行き違いも起こりますが、保育士は間に入って、双方が納得するまで時間をかけても話し合っていました。適宜写真入りのクラス通信を発行し、子どもたちの様子を分かりやすく保護者に伝える工夫をしています。

【A9】 A-1-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

障害のある子どもについては、個別指導計画を立て、全職員が職員会議やクラスの引継ぎノート等で子どもの状況を把握することにより、どの職員も同じ関わりができるようにしています。変化に弱い子どもにはいつも同じ場所で午睡ができるようにするなど、安心して眠れるよう配慮しています。散歩の時には、保育士がその子どもが何に興味を持っているか、何を見ているかを確かめ、花を見て「きれいだね」と声をかけながら、他の子から遅れてもゆっくり寄り添って歩いていました。また、他の子どもたちも後ろを気にしながら「おーい。」と声をかけながら進んだり、同じものを一緒に眺めたり、共に成長できるよう配慮しています。東部療育センターや横浜市リハビリテーションセンターとも連携し、助言を受けています。子どもが療育を受けたあとは、保護者と面談し、子どもの状況や園での過ごし方について共有するようにしています。職員は障害児保育についての研修に参加し、知識や情報を得て、障害に応じてそれぞれの対応をしています。また、園内で「ケース検討」を行い、クラスごとに具体的な子どもの姿を取り上げ、共通認識を持つための検討会を年に1回実施しています。

【A10】 A-1-1-(2)-⑨  
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

「長時間にわたる保育」を全体的な計画等で位置づけ、「早期朝 ども組の仕事」「遅番保育について」など、長時間にわたる保育の内容や手順がまとめられています。子どもたちは、生活の大半を園で過ごすことになるので、特に、延長保育を利用する子どもたちは、ゆっくり過ごせる環境を整えるようにしています。子どもたちは日中と違う保育室で過ごし、おもちゃや絵本も昼間とは違うものを楽しんでいます。年齢の違う子どもが同じ保育室で過ごすことになるので、安全な環境にも配慮しています。食事については、おやつのみ子どもと夕食までの子どもがいる場合、部屋を分けて、それぞれの子どもに状況に応じた対応をしています。昼間あったことで、子どもの様子や保護者に伝えなくてはならないことについては、「引継ぎノート」に記載し、職員間で情報共有について漏れがないようにし、保護者には特に体調の変化やケガなどがあった場合にきちんと伝えられるようにしています。

【A11】 A-1-1-(2)-⑩  
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

<コメント>

「小学校との連携」について、全体的な計画等で位置づけ、小学校との交流等を行っています。横浜市の「かけはしプログラムだより」を玄関に掲示し、保護者にも小学校との接続について知る機会を提供しています。園長は神奈川区幼保小連携園長・校長・担当会に出席し、地区ブロックごとに幼保小の交流や保護者を対象とした講演会を計画しています。毎年5歳児は、小学校への見通しを持つために、神橋小の1年生、5年生と一緒に遊んだり、学校探検をしたりしています。また、地域のあおぞら保育園、中丸田保育園、学研保育園と保育園交流会を実施し、5歳児同士の交流を図っています。保護者に対しては、就学前健診の前のクラス懇談会の際、講演会として、神橋小学校の校長から「小学校はこんなところ」という話をしてもらい、不安や心配ごとが少しでも解消できるよう支援しています。

A-1-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-1-(3)-①  
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

健康管理マニュアルがあり、それに基づいて、子どもの健康管理を行っています。子どもたちは毎朝家庭で検温してから登園し、受け入れ時には保護者に健康状態を確認するようにしています。保育中、体調や状態に変化があった場合は、保護者に連絡し、場合によっては迎えにきてもらうこととしています。保健計画は看護師が主となり保育士と連携しながら作成しており、在園児一人ひとりの児童健康台帳で家庭と共有し予防接種の状況や既往症等について把握しています。既往症等について、園で配慮すべきことがある場合は、職員会議等で周知しています。毎月保健だよりを発行して、保健に関する情報を発信するとともに、感染症等が発生した場合は、随時保健だよりを発行し、発生状況や予防策等を知らせるようにしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、非常勤職員も含め研修で知識を得て、理解したうえで、毎日プレスチェックを実践しています。保護者に対しても、SIDSについて保健だよりで周知しています。

【A13】 A-1-1-(3)-②  
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

年に2回、健康診断と歯科健診を実施しています。結果は職員会議で職員へ周知し、保護者に対しては結果を封筒に入れ、連絡帳のファスナー付きのケースに入れて渡すようにしています。健康診断や歯科健診の結果によって、必要があれば再検査を進める等の援助をしています。嘱託医や病児・病後児保育の医師とは、日ごろから連携し、困った時はすぐ相談できたり、子どもへの対応を確認したりしています。コロナ禍においては、歯磨きを控えていましたが、虫歯が増えておらず、園での食後の口すすぎと麦茶の飲用、家庭でのケアの効果として、嘱託医から評価されたこと、また、家庭と園で行った視聴覚健診が早期治療につながったことなどを看護主任がまとめ、法人が発行している「麦わらぼうし」に掲載し、保護者だけでなく広く発信しました。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

現在アレルギー疾患のある子どもはいませんが、アレルギー疾患のある子どもが入園した場合は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、法人で作成されたアレルギーマニュアルに基づいて対応することとしています。アレルギー疾患のある子どもが入園する際には、保護者から提出された生活管理指導票に基づき、保護者と主任、主任看護師、管理栄養士、担任で面談を行い、内容や園での生活について確認することとしています。給食の提供においては、トレーや食器の色を分け、視覚的に区別できるようにしたうえで、個人名と除去内容について、朝の人数確認時、給食を取りに行く際及び配膳時と、3回複数人によるチェックをしています。職員は、アレルギーについて研修を受講し、知識を得るようにしています。保護者に対しては「重要事項説明書」に園のアレルギーについての方針や対応について記載し、理解を深めてもらうようにしています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
------------	---------

<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
---	---

<コメント>

全体的な計画においても食に関する計画は位置づけられ、また食育計画も作成し、子どもたちが食に関して豊かな経験ができるようにしています。栄養士は食材に興味を持てるよう、年長クラスに翌日の献立に使う食材の絵と食に関する簡単なクイズを渡し、年長児がクイズを解きながら色をつけた食材の絵を、翌日給食と一緒に各クラスに配布するという取組みを続けています。給食を食べる時に、保育士がその絵を使って「今日の調味料はなんだと思う?」「緑のお野菜はなにかな?」などと問いかけると、子どもたちは「昨日も入っていたね」「ほうれん草かな、小松菜かな」と答えて楽しむ様子が見られました。最近の子どもたちが魚に触れることが少ないことから「魚の解体ショー」として、子どもたちの前で鱈をおろし、実際に観察したり触ったりする機会を設けています。年齢の小さい子どもは、給食時に手づかみで食べていたり、スプーンが上手に使える子どもはスプーンで食べたりと保育士はその子どもの様子を見ながら援助しています。また、苦手なものであったり、食べきれない様子を見せる子どもに対しても無理に食べさせることはせず、子どもたちは食事を楽しています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

毎月、園独自の献立を作成しています。栄養士や調理師がクラスを回って、食事の様子を見たり、子どもたちとふれあう機会を作ったり、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握しています。また給食日誌をつけ、残菜の量などを見て、献立や調理の工夫に活かし、職員会議において、食に関するプログラムの提案をするなど積極的に保育と連携しています。給食は、旬の食材を使い、季節感のある献立を提供しています。地域の農家と連携し、子どもたちは、キャベツ収穫、枝豆収穫などを体験しています。園内に「農家の〇〇さんの野菜」としてキャベツとそれを育てた人の写真が掲示されており、子どもたちの馴染みの人になっています。「昨日〇〇さんの野菜買ったよ」など子どもたちが地域とつながるきっかけにもなっています。運動会の前日は「運動会がんばろうメニュー」として、各クラスの献立を栄養士が考えて提供したり、終戦記念日メニューは当時の食べ物から子どもたちがいろいろなことを知ったり、考えるきっかけとなっています。衛生管理については、衛生管理計画及び衛生管理の重要管理のポイントとしてマニュアルがあり、適切に行われています。

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
------------------	---------

<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

連絡帳や日々の送迎時のコミュニケーションにより、日常的に保護者と情報交換を行っています。家庭と園で、子どもたちの日常の姿を伝えあうことで、子どもの成長を感じられたり、子育ての悩みを共有し、対応を考えられることにもつながっています。さまざまな行事も、保護者が保育の意図や内容を理解し、子どもの成長をともに共有する機会と捉え、実施しています。保護者の保育参観は、戸外の活動に限定していますが、期間を決めずいつでも受け入れています。また、年に1回、家庭訪問を実施しています。子どもが普段生活している地域や家庭環境を実際見ることで、子どもの理解を深めています。保護者が、子どもたちの園での様子を知ったり、保護者同士がつながる機会として、年に3回クラス懇談会を実施しています。また、年に1回父親懇談会も実施しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 子どもたちの園での様子を、登降園時や連絡帳、クラス通信等を通じて細かく伝えることを大切に、信頼関係を築くようにしています。個人面談は年に1回行っていますが、個人面談に限らず、保護者から相談があればいつでも応じ、保護者の就労時間等にも配慮して、面談時間を設定するようにしています。面談の際には、保護者の状況や、子育ての大変さを受け止め、理解しながら関わり、保育の専門性を活かした助言や専門機関について情報提供等を行っています。また、受けた相談の内容は記録をしています。保護者等から相談を受けた保育士は、まず担当主任に相談し、必要に応じて主任や園長へと相談ができる体制ができており、相談内容については共有するようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 虐待対応マニュアルを作成し、マニュアルにもとづいて研修を行っています。マニュアルには、虐待発見時または疑わしい時の対応等が示され、虐待等報告・連絡票など様式も定められています。保育士は、毎日、着替えやおむつ交換の際には、子どもたちの身体に変化がないか丁寧に確認するようにし、何か変化があった場合は、すぐに園内で共有し対応するようにしています。虐待等権利侵害の可能性があるなど、対象となる子どもがいる場合は、中央児童相談所と連携が取れる体制を整えています。	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 毎日、保育日誌をつけて、その日の保育の振り返りを行っています。月に1度、各クラスにおいて、「保育検討」として、計画に沿って子どもの様子や行事について、振り返り、話し合いを行い、翌月の月間指導計画を作成しています。また、年に3回保育士は自己評価を行い、自身の保育を振り返り、実践の改善につなげていくことができるような討議を職員全体で取り組んでいます。外部研修で職員が学んできた方法で、園の理念について、それぞれがどのように思っているか、理念のどの部分と日々の実践がつながっているかなど、園の理念を再認識し、実践と結びつける取り組みを行い、保育について職員の意識の共有化を図っています。また、「発達」「絵本」「食育」というテーマを設定し、園内でグループに別れて実践研究を行い、実践内容をまとめることで、保育の振り返り、自己評価につながり、質の向上へつながっています。	